

埼玉県議会令和5年2月定例会付議予定議案件名表

【議案】

予算

案件名	概要
1 令和5年度埼玉県一般会計予算	本年度 2,211,095,000千円 前年度 2,228,459,000千円 増減額 △17,364,000千円 伸び率 △0.8%
2 令和5年度埼玉県公債費特別会計予算	本年度 527,093,221千円 前年度 510,447,045千円 増減額 16,646,176千円 伸び率 3.3%
3 令和5年度埼玉県証紙特別会計予算	本年度 13,705,502千円 前年度 16,924,470千円 増減額 △3,218,968千円 伸び率 △19.0%
4 令和5年度埼玉州市町村振興事業特別会計予算	本年度 13,536,686千円 前年度 13,655,926千円 増減額 △119,240千円 伸び率 △0.9%

案件名	概要	
5 令和5年度埼玉県災害救助事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	696,817千円 659,436千円 37,381千円 5.7%
6 令和5年度埼玉県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	1,148,949千円 972,974千円 175,975千円 18.1%
7 令和5年度地方独立行政法人埼玉県立病院機構貸付金事業等特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	12,168,958千円 30,996,091千円 △18,827,133千円 △60.7%
8 令和5年度埼玉県国民健康保険事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	603,946,387千円 601,939,208千円 2,007,179千円 0.3%
9 令和5年度埼玉県中小企業高度化資金特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	124,411千円 127,339千円 △2,928千円 △2.3%
10 令和5年度埼玉県就農支援資金貸付事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	30,545千円 25,651千円 4,894千円 19.1%

案件名	概要	
1 1 令和5年度埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	20,650千円 20,725千円 △75千円 △0.4%
1 2 令和5年度本多静六博士育英事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	33,326千円 36,100千円 △2,774千円 △7.7%
1 3 令和5年度埼玉県用地事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	1,775,574千円 1,045,950千円 729,624千円 69.8%
1 4 令和5年度埼玉県県営住宅事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	13,202,465千円 12,351,327千円 851,138千円 6.9%
1 5 令和5年度埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	695,546千円 704,980千円 △9,434千円 △1.3%
1 6 令和5年度埼玉県公営競技事業特別会計予算	本年度 前年度 増減額 伸び率	62,180,116千円 42,652,179千円 19,527,937千円 45.8%

案件名	概要
17 令和5年度埼玉県総合リハビリテーションセンター 一病院事業会計予算	本年度 4,670,511千円 前年度 4,402,173千円 増減額 268,338千円 伸び率 6.1%
18 令和5年度埼玉県工業用水道事業会計予算	本年度 2,797,583千円 前年度 2,904,537千円 増減額 △106,954千円 伸び率 △3.7%
19 令和5年度埼玉県水道用水供給事業会計予算	本年度 91,269,113千円 前年度 75,157,903千円 増減額 16,111,210千円 伸び率 21.4%
20 令和5年度埼玉県地域整備事業会計予算	本年度 8,286,939千円 前年度 16,655,527千円 増減額 △8,368,588千円 伸び率 △50.2%
21 令和5年度埼玉県流域下水道事業会計予算	本年度 89,991,576千円 前年度 85,414,660千円 増減額 4,576,916千円 伸び率 5.4%

条例

案件名	概要						
<p>1 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 建築基準法等の一部改正等に伴い、高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料等の額を定めるとともに、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の額の改定等をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 建築基準法等の一部改正に伴う手数料の新設等 (例) 高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料 160,000円</p> <p>(2) 手数料の額の改定 (例) 介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の改定</p> <table border="1" data-bbox="864 620 1621 694"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,800円</td> <td>1,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日等</p>	現 行	改正後	1,800円	1,400円		
現 行	改正後						
1,800円	1,400円						
<p>2 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>1 趣 旨 児童虐待防止対策の強化及びポストコロナ社会の構築のため、職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="815 1110 1733 1184"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事部局</td> <td>7,060人</td> <td>7,138人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>		現 行	改正後	知事部局	7,060人	7,138人
	現 行	改正後					
知事部局	7,060人	7,138人					

案件名	概要				
<p>3 知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 知事の期末手当を支給しない期間を延長するための改正</p> <p>2 内 容 知事の期末手当を支給しない期間の延長</p> <table border="1" data-bbox="815 363 1570 437"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 363 1191 400">現 行</th> <th data-bbox="1191 363 1570 400">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 400 1191 437">令和5年3月31日</td> <td data-bbox="1191 400 1570 437">令和5年8月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	現 行	改正後	令和5年3月31日	令和5年8月30日
現 行	改正後				
令和5年3月31日	令和5年8月30日				
<p>4 埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【総務部】</p>	<p>1 趣 旨 競輪場の活性化を図るため、入場者から徴収する入場料の額の下限を廃止するための改正</p> <p>2 内 容 入場料の額の下限を廃止</p> <table border="1" data-bbox="815 799 1570 906"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 799 1191 836">現 行</th> <th data-bbox="1191 799 1570 836">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 836 1191 906">100円以上5,100円以下において規則で定める額</td> <td data-bbox="1191 836 1570 906">5,100円以内において規則で定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	現 行	改正後	100円以上5,100円以下において規則で定める額	5,100円以内において規則で定める額
現 行	改正後				
100円以上5,100円以下において規則で定める額	5,100円以内において規則で定める額				

案件名	概要
<p>5 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>1 趣 旨 電磁的方法による情報処理の促進及び県民の利便性の向上を図るため、特定非営利活動法人に係る申請等の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするための事項を定める等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 特定非営利活動法人に係る申請等の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法により申請、通知を行うことができる規定の追加 (2) 特定非営利活動法人に係る設立の認証申請等の手続に関し、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して本人確認ができる場合、住民票の写しの添付を省略することができる規定の追加</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日等</p>
<p>6 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【福祉部】</p>	<p>1 趣 旨 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設置及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準を改定等するための改正</p> <p>2 内 容 (1) 安全計画及び業務継続計画の策定等 (例) 設備の安全点検等安全に関する事項についての計画の策定等を義務付け (2) 自動車を運行する場合の所在の確認等 (例) 児童の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により、児童の所在を確認すること等を義務付け (3) 規定の整備</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日等</p>

案件名	概要																	
<p>7 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>1 趣 旨 新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止するための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 使用料の額を定める試験研究機器（2機器） (例)</p> <table border="1" data-bbox="788 432 1753 507"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高精度万能材料試験機（100キロニュートン）</td> <td>1時間</td> <td>1,710円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 手数料の額を定める依頼試験（3試験） (例)</p> <table border="1" data-bbox="788 612 1753 719"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>細目</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高精度万能材料試験機</td> <td>100キロニュートンの試験機によるもの</td> <td>1試料</td> <td rowspan="2">4,130円</td> </tr> <tr> <td>による強度試験</td> <td></td> <td>1項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 試験研究機器に係る使用料（13機器）及び依頼試験に係る手数料（2試験）の廃止</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	名称	単位	金額	高精度万能材料試験機（100キロニュートン）	1時間	1,710円	名称	細目	単位	金額	高精度万能材料試験機	100キロニュートンの試験機によるもの	1試料	4,130円	による強度試験		1項目
名称	単位	金額																
高精度万能材料試験機（100キロニュートン）	1時間	1,710円																
名称	細目	単位	金額															
高精度万能材料試験機	100キロニュートンの試験機によるもの	1試料	4,130円															
による強度試験		1項目																
<p>8 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>1 趣 旨 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長するための改正</p> <p>2 内 容 設置期間の延長</p> <table border="1" data-bbox="813 1161 1570 1236"> <thead> <tr> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和9年3月31日まで</td> <td>令和10年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 公布の日</p>	現 行	改正後	令和9年3月31日まで	令和10年3月31日まで													
現 行	改正後																	
令和9年3月31日まで	令和10年3月31日まで																	

案件名	概要
<p>9 埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>1 趣 旨 局地的な農業災害に対応するため、特別災害の指定要件を緩和するとともに、助成措置の拡充等をするための改正</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 特別災害の指定要件の緩和 災害による農作物等の減収量等に関わらず、1市町村における被害金額が規則で定める金額を超えた場合に特別災害として指定</p> <p>(2) 支援対象市町村の要件の見直し 市町村ごとに隣接する市町村の被害状況等の要件を満たす必要があった規定の削除</p> <p>(3) 助成措置の拡充 特別災害による被害を受けた農業用生産施設の撤去費用等を補助対象経費に追加</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>
<p>10 本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>1 趣旨・内容 本多静六博士育英基金の効率的な運用を図るため、同基金に本多静六博士育英事業特別会計歳入歳出予算で定める額を積み立てることができるようにするための改正</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>

案件名	概要				
<p>11 埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>1 趣 旨 埼玉県県民の森の効率的な運営を図るための業務内容の見直しに伴い、展示室を廃止するための改正</p> <p>2 内 容 埼玉県県民の森で行う業務</p> <table border="1" data-bbox="815 363 1570 472"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 363 1193 400">現 行</th> <th data-bbox="1193 363 1570 400">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 400 1193 472">森林、広場、展示室、学習室その他の施設の利用に関すること</td> <td data-bbox="1193 400 1570 472">森林、広場、学習室その他の施設の利用に関すること</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>	現 行	改正後	森林、広場、展示室、学習室その他の施設の利用に関すること	森林、広場、学習室その他の施設の利用に関すること
現 行	改正後				
森林、広場、展示室、学習室その他の施設の利用に関すること	森林、広場、学習室その他の施設の利用に関すること				
<p>12 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>1 趣 旨 建築基準法の一部改正に伴い、高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可等に係る書類の受理等の事務を市町村が処理することとするための改正</p> <p>2 内 容 建築基準法の一部改正に伴う事務の追加 (例) 高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可に関する書類の受理</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>				

案件名	概要															
<p>13 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="815 397 1733 472"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会事務局職員</td> <td>726人</td> <td>729人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>		現 行	改正後	教育委員会事務局職員	726人	729人									
	現 行	改正後														
教育委員会事務局職員	726人	729人														
<p>14 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【教育局】</p>	<p>1 趣 旨 高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定するための改正</p> <p>2 内 容 学校職員定数の改定</p> <table border="1" data-bbox="806 836 1724 1201"> <thead> <tr> <th></th> <th>現 行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)</td> <td>9,295人</td> <td>9,237人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の特別支援学校</td> <td>4,851人</td> <td>5,050人</td> </tr> <tr> <td>県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)</td> <td>10,309人</td> <td>10,364人</td> </tr> <tr> <td>市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)</td> <td>17,720人</td> <td>18,111人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>		現 行	改正後	県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)	9,295人	9,237人	県立及び市町村立の特別支援学校	4,851人	5,050人	県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)	10,309人	10,364人	市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	17,720人	18,111人
	現 行	改正後														
県立高等学校及び市町村立高等学校 (定時制の課程)	9,295人	9,237人														
県立及び市町村立の特別支援学校	4,851人	5,050人														
県立及び市町村立の中学校 (義務教育学校の後期課程を含む。)	10,309人	10,364人														
市町村立小学校 (義務教育学校の前期課程を含む。)	17,720人	18,111人														

案件名	概要				
<p>15 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 道路交通法等の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料等の額を定めるための改正</p> <p>2 内 容 道路交通法等の改正に伴う手数料の新設 (例) 特定自動運行許可申請手数料 79,200円</p> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>				
<p>16 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>	<p>1 趣 旨 道路交通法等の一部改正を踏まえ、移動等円滑化のために必要な信号機に関する基準を改定するための改正</p> <p>2 内 容 重点整備地区に設置される歩車分離式信号のある交差点で歩行者用青信号に従って通行する対象の改定</p> <table border="1" data-bbox="815 746 1872 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 746 1346 786">現 行</th> <th data-bbox="1346 746 1872 786">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 786 1346 927">歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合</td> <td data-bbox="1346 786 1872 927">歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車が道路を横断することができる場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日 令和5年4月1日</p>	現 行	改正後	歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合	歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車が道路を横断することができる場合
現 行	改正後				
歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合	歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る。)又は自転車が道路を横断することができる場合				

工事請負契約の締結

案件名	概要
<p>1 工事請負契約の変更契約の締結について（社会資本整備総合交付金（河川）工事（庄兵衛堀川・導排水路工） 【県土整備部】</p>	<p>社会資本整備総合交付金（河川）工事（庄兵衛堀川・導排水路工）の請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金 額 840,980,800円</p> <p>2 履 行 期 限 令和5年6月30日</p> <p>3 相 手 方 株式会社ユーディケー（埼玉県さいたま市） 伊田テクノス株式会社（埼玉県東松山市）</p> <p>4 変 更 内 容 金 額 757,182,800円 → 840,980,800円 履行期限 令和5年3月31日 → 令和5年6月30日</p>

財産の取得

案件名	概要
<p>1 財産の取得について（航空機（ヘリコプター）） 【危機管理防災部】</p>	<p>消防防災活動等に使用する航空機を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 種類 航空機（ヘリコプター）</p> <p>2 型式 レオナルド式AW139型</p> <p>3 金額 2,830,300,000円</p> <p>4 相手方 三井物産エアロスペース株式会社</p>

財産の処分

案件名	概要
<p>1 財産の処分について（圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区南側産業用地（B-1区画））</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区南側産業用地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 種類 土地</p> <p>2 所在 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内</p> <p>3 面積 36,137.78平方メートル</p> <p>4 金額 2,497,120,598円</p> <p>5 相手方 鈴茂器工株式会社</p>
<p>2 財産の処分について（圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区南側産業用地（C区画））</p> <p style="text-align: right;">【産業労働部】</p>	<p>圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区南側産業用地を処分することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 種類 土地</p> <p>2 所在 鶴ヶ島市大字太田ヶ谷地内</p> <p>3 面積 34,463.20平方メートル</p> <p>4 金額 2,319,373,360円</p> <p>5 相手方 日本光電工業株式会社</p>

訴えの提起

案件名	概要
<p>1 訴えの提起について</p> <p style="text-align: right;">【都市整備部】</p>	<p>県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件に関して訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 事 件 名 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等請求事件</p> <p>2 取 扱 い 請求が認容されないときは上訴する 滞納家賃等の完納する旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは和解する</p>

事件議決

案件名	概要
<p>1 包括外部監査契約の締結について</p> <p style="text-align: right;">【企画財政部】</p>	<p>包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 金額 20,000,000円を上限とする額</p> <p>2 相手方 福島 清徳</p>
<p>2 衛星系防災行政無線施設再整備事業に要する経費の市町村の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【危機管理防災部】</p>	<p>衛星系防災行政無線施設再整備事業に要する経費について、市町村が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町村 全市町村</p> <p>2 負担額 当該市町村の庁舎における再整備に係る工事費に2分の1を乗じて得た額以内の額</p>
<p>3 県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 さいたま市ほか26市町</p> <p>2 負担額 当該市町に係る事業費にそれぞれ負担率を乗じて得た額以内の額</p>

案件名	概要
<p>4 農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【農林部】</p>	<p>農道整備事業等に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係市町 川越市ほか11市町</p> <p>2 負担額 当該市町に係る事業費にそれぞれ負担率を乗じて得た額以内の額</p>
<p>5 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町村の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について関係町村が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係町村 長瀨町ほか2町村</p> <p>2 負担額 それぞれの区域に係る事業費に20分の1を乗じて得た額以内の額</p>

基本的な計画の策定等

案件名	概要
<p>1 埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>埼玉県青少年健全育成・支援プランを策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの</p>
<p>2 埼玉県スポーツ推進計画の策定について</p> <p style="text-align: right;">【県民生活部】</p>	<p>埼玉県スポーツ推進計画を策定することについて、埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条第2号の規定に基づき議決を求めるもの</p>

予算（令和4年度2月補正分）

案件名	概要
1 令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第8号）	補正前 2,433,370,268千円 補正額 24,917,883千円 補正後 2,458,288,151千円 対当初比 110.3%

専決処分の承認

案件名	概要								
<p>1 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第7号））</p>	<p>1 専決処分年月日 令和4年12月30日</p> <p>2 専決処分理由 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、防疫措置に要する経費に係る補正予算について、緊急に措置する必要性が生じたため</p> <p>3 補正内容</p> <table data-bbox="1003 453 1532 609"> <tr> <td>補正前</td> <td>2,433,038,830千円</td> </tr> <tr> <td>補正額</td> <td>331,438千円</td> </tr> <tr> <td>補正後</td> <td>2,433,370,268千円</td> </tr> <tr> <td>対当初比</td> <td>109.2%</td> </tr> </table>	補正前	2,433,038,830千円	補正額	331,438千円	補正後	2,433,370,268千円	対当初比	109.2%
補正前	2,433,038,830千円								
補正額	331,438千円								
補正後	2,433,370,268千円								
対当初比	109.2%								

事件議決（令和4年度2月補正分）

案件名	概要
<p>1 急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の関係町の負担額について</p> <p style="text-align: right;">【県土整備部】</p>	<p>急傾斜地崩壊対策事業に要する経費について関係町が負担すべき金額を定めるため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき議決を求めるもの</p> <p>1 関係町 小鹿野町及び神川町</p> <p>2 負担額 それぞれの区域に係る事業費に20分の1を乗じて得た額以内の額</p>

【報告】

地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告

案件名	概要
<p>1 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例 【教育局】</p>	<p>博物館法の一部改正に伴う関係条例の規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 専決処分年月日 令和5年1月27日2 専決処分理由 博物館法の一部改正に伴い、規定の整備をするため3 改正内容 同法の適用規定 「第3条第4号」→「第3条第5号」等4 施行期日 令和5年4月1日
<p>2 損害賠償の額を定めることについて 【警察本部】</p>	<p>警察活動に係る損害賠償の額を定めるため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定に基づき議会に報告するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 専決処分年月日 令和4年12月23日2 専決処分理由 警察活動に係る損害賠償額の決定のため3 相手方 警察官の誤認に基づき信号無視違反・交差点右左折方法違反、進路変更禁止違反を告知され、各種講習の受講により休業損害等が生じた者（14人）4 事案の概要 埼玉県内の道路において、警察官が車両通行帯及び進路変更禁止に係る交通規制が実施されているものと誤認し、普通乗用自動車等を運転中の相手方を信号無視違反・交差点右左折方法違反及び進路変更禁止違反として告知したことにより、各種講習の受講による休業損害等の損害をそれぞれ与えたもの5 損害賠償額 104,360円